

第9期二戸市高齢者福祉計画

計画期間 令和6年度～令和8年度

岩手県二戸市

目 次

序 論

1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の期間-----	1
3 計画の位置づけ-----	2
4 計画策定体制-----	2
5 計画の点検・評価-----	2

総 論

1 二戸市の現状-----	3
(1) 二戸市の人口構造-----	3
(2) 介護保険の被保険者の状況-----	4
(3) 要介護者等（第1号被保険者）の状況-----	4
(4) 認知症高齢者の状況-----	6
2 計画の基本的な考え方-----	7
(1) 計画の基本理念-----	7
(2) 計画の基本目標-----	8
(3) 計画の体系-----	9

各 論

第1章 健康づくりと介護予防の推進-----	10
1 保健事業の推進-----	10
2 介護予防（地域支援事業）の推進-----	12
第2章 在宅生活支援サービスの充実-----	16
1 在宅支援サービスの推進-----	16
2 高齢者の居住安定に係る支援-----	18
3 在宅介護への支援 -----	20
第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進-----	21
1 地域包括支援センターの機能強化-----	21
2 在宅医療・介護連携の推進-----	23
3 生活支援体制整備事業の推進-----	24
4 地域ケア会議の充実-----	25

5	介護人材の確保およびサービスの質の向上-----	25
第4章	認知症施策の推進-----	26
1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進-----	26
2	認知症の人とその家族へ支援-----	29
3	認知症バリアフリーの推進-----	31
第5章	高齢者の権利擁護の推進-----	33
1	虐待防止対策の推進-----	33
2	権利擁護の推進-----	34
3	消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実-----	36
第6章	生きがいづくりと社会参加の促進-----	37
1	老人クラブ活動等への支援-----	37
2	生涯学習・スポーツの推進-----	38
3	高齢者の就労支援-----	38
4	敬老事業の実施-----	39
第7章	安心・安全なまちづくりの推進-----	40
1	ひとにやさしいまちづくりの推進-----	40
2	災害や感染症対策に係る体制整備-----	42
3	見守り・支え合いのネットワークの構築-----	43
資 料	-----	(巻末)

1 計画策定の趣旨

高齢化が急速に進行する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実が求められています。

本市では、令和3年3月に、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期二戸市高齢者福祉計画」を策定し、高齢者福祉施策の推進に努めてきました。

前計画では、少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどすべての人が、地域において自立した生活が送れるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築を目指し、二戸市における地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しました。

当市の高齢者人口は令和3年をピークにゆるやかな減少傾向にありますが、今後、平均寿命の延伸に伴い、認知症高齢者の増加が懸念されることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進がますます重要です。

第9期計画の策定にあたっては、これまでの計画の理念や考え方を引き継ぐとともに、これまでの取り組みを基礎としながら、高齢者が生きがいを感じ安心して生活が続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える体制を充実させ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組むこととします。

2 計画の期間

市町村高齢者福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして策定」することが定められています。また、「介護保険事業計画」の計画期間については、介護保険法において「市町村介護保険事業計画は3年を1期として策定」と定められています。

このことから、計画期間は第9期介護保険事業計画と同一とし、令和6年度から令和8年度の3か年計画とします。

3 計画の位置づけ

「二戸市高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」です。上位計画である二戸市総合計画、二戸市地域福祉計画との調和を保つとともに、高齢者福祉施策を総合的に推進するための個別計画として位置づけるものです。

また、国の指針に準じ、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に基づき二戸地区広域行政事務組合が策定する「第 9 期介護保険事業計画」との整合性を図りながら策定します。

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉・介護・行政関係者等により構成される「二戸市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、ご意見を伺いながら策定しました。

また、計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民から意見・提言等を聴取する機会を設けました。

5 計画の点検、評価

公的サービスに対する地域的なニーズの多様化や、経済状況をはじめとした社会情勢動向など、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画目標値の達成度を把握するとともに、計画期間毎の事業評価を行い次期計画へ向けての改善に努めます。

1 二戸市の現状

当市の人口は昭和47年に37,730人（旧二戸市と旧浄法寺町の合計）でしたが、その後減少しており、昭和61年に一旦増加したものの、翌年からは減少を続けています。

平成18年の合併時（平成18年2月1日現在）には、総人口32,458人、このうち65歳以上の高齢者は8,729人、高齢化率は26.9%でした。令和5年10月現在では、総人口24,745人、このうち65歳以上の高齢者は9,730人、高齢化率は39.3%となっています。

これは、同時期の岩手県の高齢化率35.2%と比較して4.1ポイント上回っています。

二戸市の人口の推移と推計

（単位：人）

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総 人 口	25,769	25,210	24,745	24,306	23,854	23,420
65歳以上人口	9,839	9,778	9,730	9,685	9,622	9,521
高齢化率（%）	38.2	38.8	39.3	39.8	40.3	40.7

※資料出典：二戸市住民基本台帳（各年10月1日現在）

※令和6年度以降は推計（第9期介護保険事業計画より抜粋）

（1）二戸市の人口構造

○年齢別構成

（単位：人、%）

年 齢	男 性	女 性	合 計	構成比
0～9	680	640	1,320	5.3
10～19	941	940	1,881	7.6
20～29	863	828	1,691	6.8
30～39	1,046	974	2,020	8.2
40～49	1,476	1,428	2,904	11.7
50～59	1,747	1,690	3,437	13.9
60～69	1,913	1,899	3,812	15.4
70～79	1,912	2,218	4,130	16.7
80～89	932	1,689	2,621	10.6
90～99	217	679	896	3.6
100歳以上	4	29	33	0.1
合 計	11,731	13,014	24,745	100.0

※資料出典：二戸市住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

(2) 介護保険被保険者の状況

市内に住所を有する 40 歳以上の人、介護保険の被保険者となります。令和 5 年 10 月には 17,833 人であり、令和 2 年 10 月の 18,450 人に比べて 617 人減少しています。年代層別にみると、第 1 号被保険者（75 歳以上）を除いて減少しています。

(単位：人)

		令和 2 年	令和 5 年	増 減	増減率
総 人 口		26,245	24,745	△ 1,500	△ 5.7
第 2 号被保険者数	40～65 未満	8,675	8,103	△ 572	△ 6.6
第 1 号被保険者数	65～75 未満	4,491	4,432	△ 59	△ 1.3
	75 歳以上	5,284	5,298	14	0.3
	65 歳以上小計	9,775	9,730	△ 45	△ 0.5
被保険者数合計	40 歳以上	18,450	17,833	△ 617	△ 3.3

※資料出典：介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日現在）

第 1 号被保険者：市町村の住民のうち 65 歳以上の人

第 2 号被保険者：市町村の住民のうち医療保険に加入している 40 歳から 64 歳までの人

(3) 要介護者等（第 1 号被保険者）の状況

要介護者及び要支援者数は、令和 5 年 10 月に 1,838 人であり、数年にわたり横ばいとなっています。

①要介護者及び要支援者数

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	130	201	266	394	296	335	216	1,838
65 歳以上 75 歳未満	16	36	22	45	24	24	15	182
75 歳以上	114	165	244	349	272	311	201	1,656
第 2 号被保険者	3	6	11	10	6	2	0	38
計	133	207	277	404	302	337	216	1,876

※資料出典：介護保険事業状況報告（令和 5 年 10 月 1 日現在）

要介護（要支援）認定者数の推移（第1号被保険者）（単位：人）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	115	120	138	130
要支援2	197	225	224	201
要介護1	306	295	267	266
要介護2	371	371	361	394
要介護3	299	301	286	296
要介護4	343	334	331	335
要介護5	206	230	240	216
合 計	1,837	1,876	1,847	1,838

※資料出典：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

基本チェックリストによる事業対象者は47人

②介護サービス受給者数

居宅介護（支援）サービス受給者数（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年	26	76	227	270	174	115	75	963
令和元年	24	86	203	285	172	126	66	962
令和2年	29	88	221	309	175	128	66	1,016
令和3年	37	104	220	294	162	133	67	1,017
令和4年	43	110	282	282	158	130	68	980
令和5年	37	99	198	294	181	111	57	977

※資料出典：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

施設介護サービス受給者数（単位：人）

区 分	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医 療 施 設	地域密着 型 施 設	合 計
平成30年	165	168	16	176	525
令和元年	165	185	15	159	524
令和2年	168	183	16	164	531
令和3年	167	184	2	159	512
令和4年	167	180	3	159	509
令和5年	168	192	1	137	498

※資料出典：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(4) 認知症高齢者の状況

令和5年3月末現在で、本市の要介護（要支援）認定者のうち、介護認定調査員の調査結果による認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者は 70.9%にのぼり、65 歳以上の高齢者の約 13.1%にあたります。なお、介護保険未認定者などを加えると実際の認知症高齢者数はこれよりも多いと考えられます。

日常生活自立度別認定者数

(単位：人、%)

第1号 被保険者数 (A)	要介護(要 支援)認定 者数(B)	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	ランクⅡ 以上の合 計(C)	高齢者数に 対する割合 (C/A)	認定者に 対する割合 (C/B)
9,721	1,792	203	319	168	434	432	83	144	9	1,270	13.1	70.9

※資料出典：二戸地区広域行政事務組合調べ（令和5年3月31日現在）

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（参考）

レベル	判定基準	みられる症状・行動の例
自立	認知症なし	特になし
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱa	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが家庭内で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
Ⅲa	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが日中を中心にとときどき見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を
Ⅲb	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが夜間を中心にとときどき見られ、介護を必要とする。	拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

高齢者がいつまでも いきいきと幸せに暮らせる 安心な地域の実現

少子高齢化が進んでいく中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」を、本市の地域特性に合わせてより深化・充実させることが必要です。

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が予想される中で、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする人の増加が見込まれます。

そのため、行政サービスだけでなく、ボランティアや NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な主体による多様な支援を充実させるとともに、高齢者の社会参加を一層推進することにより、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながる取り組みが必要とされています。

「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の多様な担い手が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための基盤づくりと、生きがいと尊厳を持ち、最後まで自分らしく安心して暮らすことを目標に、第9期二戸市高齢者福祉計画の基本理念を「高齢者がいつまでも いきいきと幸せに暮らせる 安心な地域の実現」とします。



資料：地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）

（２）計画の基本目標

計画の基本理念である「高齢者がいつまでも いきいきと幸せに暮らせる 安心な地域の実現」を図るため、これまでの高齢者福祉計画の施策の方向性を継承し、以下の３点を基本目標とします。

基本目標１ 安心で健やかな暮らし

高齢期になっても、自立能力の維持、向上を目指し、健康的で安心できる生活への取り組みを推進します。

基本目標２ 住み慣れた地域で

住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を維持できるよう生活しやすい仕組みづくりを推進します。

基本目標３ 支え合いの輪づくり

高齢者、家族介護者等の支援に、介護の人材育成や地域で支えあうコミュニティづくりを目指します。

(3) 計画の体系



第1章 健康づくり・介護予防の推進

高齢者一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るため、要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、健康づくり・介護予防の取り組みを推進します。

1 保健事業の推進

高齢者は、複数の慢性疾患を抱える場合が多く、また、身体的、精神的・心理的、社会的にも様々な課題を抱え、フレイル状態になりやすい傾向にあります。

これからもフレイル予防をしながら、自分らしく生きがいを持って住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、様々な健康課題に向けた取り組みや疾病予防、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に保健師、管理栄養士、歯科衛生士など多職種連携を図りながら横断的に取り組みを進めます。

介護・フレイル予防事業

自主的に身近な場所で運動が出来るよう、各公民館・集会所でのストレッチや軽体操などを盛り込んだ教室を開催します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室参加延べ人数（人）	1,812	1,801	1,629	1,500	1,500	1,500
教室回数（回）	200	200	199	210	210	210

後期高齢者の保健事業

健康状態が不明な人に対し訪問等で状況を確認し、健康診断の受診勧奨や必要なサービスへつながり取り組みをしていきます。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数（人）	117	124	93	100	100	100
状況把握人数（人）	108	105	82	80	80	80

精神保健事業

こころの健康づくりとして、福祉関係者等関係機関と連携した取り組みの充実を図るとともに、地域でのサロン活動や健康教育等を充実させるなど、こころの健康づくりのため関係機関とのネットワークを強化し、包括的な支援を継続的に取り組みます。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室開催回数（回）	78	84	122	110	110	110
延べ参加者数（人）	839	1,103	1,493	1,100	1,100	1,100

2 介護予防（地域支援事業）の推進

地域支援事業とは、介護予防の支援が必要と認められる高齢者を対象として、生活機能の維持・向上を目的に介護が必要となることを予防するために実施する事業です。

平成29年4月より要支援認定者の訪問介護、通所介護は「介護保険の介護予防給付サービス」から「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行しており、多様な生活支援ニーズに対応するため、従来相当のサービスに加え、住民主体による支援なども含めた多様なサービスの充実を推進します。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援・要介護状態の恐れのある高齢者を対象に、通所又は訪問により、要介護状態の予防、軽減、悪化の防止を目的とした介護予防のための事業に取り組みます。

介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「生活支援サービス」、「一般介護予防事業」などに大別されます。このうち、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「生活支援サービス」については、要支援1・2の人および基本チェックリスト¹該当者が事業対象者となり、「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となります。

住民主体による通所型サービス

従来の介護保険事業者による介護予防通所介護サービスのほか、ボランティア等により提供される住民主体の支援（通所型サービスB）が、二戸市老人クラブ連合会により実施されてきました。この市老人クラブ連合会による「通所型サービス」は、令和6年度から「認知症カフェ」へと形を変え、要支援者に限らず誰もが集える場として、各地域において継続することとしています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（か所）	38	38	38
実施延べ回数（回）	281	319	333
延べ参加者数（人）	3,860	4,299	4,717

¹ 高齢者の加齢や生活の状況による心身の衰え等のリスクを早期に発見して、介護予防や健康づくりに活かすための様式です。チェックリストの25個の質問に答えることで、『生活機能』、『運動機能』、『栄養状態』、『口腔機能』、『閉じこもり』、『認知症』、『うつ』についてのリスクがわかるように作成されています。

二戸市訪問型生活援助サービス

従来の介護保険事業者による介護予防訪問介護サービスのほか、民間事業者や委託事業者よりホームヘルパーを派遣し日常生活に対する支援を行う「緩和した基準による訪問型サービス（訪問型サービス A）」として、二戸市シルバー人材センターの会員による生活援助サービスが提供されています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数（人）	3	3	7	10	11	12
利用延べ回数（回）	36	64	76	135	148	162

（2）一般介護予防事業

すべての高齢者が積極的に介護予防活動に取り組める地域社会を目指し、介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、各地域での介護予防教室の開催のほか、各老人クラブでの活動に予防教室を組み合わせるなど、生きがい・社会参加活動などの事業との連携により地域に根ざした介護予防事業を展開します。さらに、町内会等が自主的かつ継続的に行う介護予防活動に対する支援を行います。

介護予防教室

高齢者が自立した生活を送るため、心身の健康を維持することを目的として、健康相談や運動機能訓練などの介護予防教室を保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの多職種連携で支援を行います。

▶運動器機能向上

身体活動を担う筋肉や関節など運動器の機能が低下している、またはそのリスクがある対象者に、運動器機能低下の予防・向上を図るための運動を指導します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	8	4	6	8	8	8
延べ参加者数（人）	152	48	98	70	70	70

▶栄養改善

低栄養になるリスクのある、または低栄養状態の対象者に食べることを通じ、自分らしい生活をすることを目的として、リスクのある対象者に栄養相談と栄養教室を実施します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	2	10	6	6	6	6
延べ参加者数（人）	44	109	78	80	80	80

▶口腔機能向上

摂食、嚥下機能の低下のリスクのある対象者に、その悪化を予防する観点から口腔清掃指導、摂食、嚥下機能に関する予防教室を実施します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	10	6	3	4	4	4
延べ参加者数（人）	66	44	44	50	50	50

▶うつ、閉じこもり、認知症対策

うつ、閉じこもり、認知症になる恐れのある対象者に、介護予防教室を通じその予防に取り組めます。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	77	78	109	110	110	110
延べ参加者数（人）	839	777	1,054	1,100	1,100	1,100

高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者の加齢による筋力低下から起こる転倒、骨折を予防し、在宅での自立した生活が継続できるように、専用のトレーニング機器によるトレーニングを実施することで、高齢者の運動機能の向上を図ります。二戸市デイサービスセンター、二戸市老人福祉センターの2か所で実施しています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	386	441	450	450	450	450
延べ参加者数（人）	2,240	2,242	2,600	2,600	2,600	2,600

地域介護予防活動支援事業

住民等のボランティアや町内会等が、自主的・自発的に運営する介護予防事業に対し、活動費用の一部を助成することで、地域における介護予防に資する活動を行う団体やボランティアなどの育成と支援を行います。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成団体数（団体）	13	13	14	14	14	14

第2章 在宅生活支援サービスの充実

高齢者の多くが、長年住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいます。このため、要介護（要支援）状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の心身の状況や生活状況に応じて、必要なモノ・サービスの提供について検討し、生活の質の維持を図ります。

1 在宅支援サービスの推進

二戸市訪問型生活援助サービス（再掲）

二戸市シルバー人材センターに委託し、基本チェックリスト該当者および要支援者に対し、掃除や洗濯、調理、ゴミ出しなどの生活援助を行います。

ふれあいのまちづくり事業

二戸市社会福祉協議会が行う事業として、①病院へ通院する低所得の高齢者にバスの無料乗車券を交付する「高齢者通院等支援事業」、②概ね65歳以上の一人暮らし高齢者に対し弁当を配達し、高齢者の生活と心理面を支える目的の「食事サービス事業」の2つの事業を行っています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
バス無料乗車券交付者数（人）	965	775	900	905	910	915
食事サービス延べ配食数（食）	593	792	800	810	820	830

外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者に対して、通院等の負担を軽減するため、リフト付の車両を使用した移送サービスを提供します。

事業の運営は、福祉有償運送登録事業者である二戸市社会福祉協議会に委託しています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	105	92	100	105	110	115
延べ利用回数（回）	635	879	500	600	700	800

食生活改善の推進（配食サービス事業）

在宅の高齢者に対し、健康で自立した生活を営めるよう対象者の状態等を調査・確認し、必要に応じて食事の配達サービスや指導を行います。

独居世帯や高齢者世帯の場合には、配達の際、声掛けなどによる状況確認も行います。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	69	62	60	62	64	66
延べ配食数（食）	10,376	10,534	10,800	10,850	10,900	10,950

緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者がボタンを押すだけで消防署に通報できる装置を必要に応じ設置し、緊急時に対応できる体制を整備することで、安心して生活を送ることができるよう努めます。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与件数（件）	54	55	50	53	55	57
うち新規貸与件数（件）	4	1	4	3	4	5

2 高齢者の居住安定に係る支援

(1) 住みつけるための環境の整備（住宅改修）

多くの住宅は健康な人を基準に造られていて、加齢による身体機能の低下が転倒などの危険につながっています。このような危険を取り除き、安心して暮らせるための配慮が必要です。また、介護者にとっても住宅環境を変えることで高齢者の日常動作の幅が広がり、介護負担の軽減につながります。

高齢になればなるほど住宅の中で過ごす時間が多くなるので、安心して生きがいのある老後を送るために、安全で快適な住宅づくりの必要性が高まっています。

住宅改修等の融資制度の紹介

低所得世帯、高齢者世帯を中心とした住宅改修に必要な資金を貸付提供できる「生活福祉資金貸付制度」や、小売店、病院、食堂など多くの高齢者が利用する施設の民間事業者などがその施設のバリアフリー化を図るための「ひとにやさしいまちづくり推進資金」などの融資制度の周知を図ります。

高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要介護認定者の自立した生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図るため、要介護者が居住する住宅を改善する場合、それに要する費用の一部に助成を行います。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費用助成件数（件）	5	2	3	3	3	3

(2) 生活課題を抱える高齢者の住まいの確保

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、住まいと生活の支援を一体的に実施していく必要があります。自宅での生活が困難な高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）の定員の確保に努めます。

養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由および経済上の理由により居宅において、養護を受けることが困難な高齢者を入所させ養護する施設です。必要に応じて市内外の施設を活用した高齢者の保護措置を継続していきます。

入所要件 原則として次の経済的要件と環境等の要件を満たす 65 歳以上の人です。

①経済的要件

- ・ 65 歳以上の人が属する世帯が生活保護を受けているとき。
- ・ 世帯の生計中心者が市民税を課税されていないか、均等割のみ課税されている場合。
- ・ 災害等のため、当該 65 歳以上の人が属する世帯の生活状態が困窮していると認められる場合。

②環境等の要件

- ・ 心身上の障がいのため、日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいないとき。
- ・ 家族などとの折り合いが悪く、高齢者の心身を害するとき。
- ・ 住む所がなかったり、住まいがあっても極めて環境が悪いとき。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム措置人数（人）	51	56	50	52	54	56
市内ケアハウス入所定員（人）	80	80	80	80	80	80

3 在宅介護への支援

高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において生活できるよう、高齢者および家族に対し、介護支援事業により家族介護支援の充実を図ります。

家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族を対象に、適切な介護の知識・技術を取得していただくとともに、同じ介護者の交流などを通じ、心身のリフレッシュを図ります。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	2	2	2	2	2	2
延べ参加者数（人）	153	23	40	30	35	40

家族介護用品の支給

住民税非課税世帯で重度（要介護4・5）の家族の居宅介護をしている人に紙おむつや清拭剤などの介護用品を購入するための支援をします。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付対象者数（人）	8	6	7	8	8	8

家族介護慰労事業

要介護4または5の認定を受け、過去1年間介護サービスを利用していない在宅の要介護者に介護慰労金を支給することにより介護者の経済的負担の軽減を図ります。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付対象者数（人）	0	0	0	1	1	1

第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者のみならず、障がい者や子どもなどすべての人が、地域において自立した生活が送れるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築が求められていることから、二戸市における地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進していきます。

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進していくための重要な位置づけとなる機関であり、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を継続することができるよう、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量および業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センターと関係機関との連携強化および効果的な運営の継続という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要です。

また、介護に不安や悩みを抱える家族への支援や、家族の介護を理由とした介護離職の防止を目的として、地域包括支援センターの電話等による相談体制、地域住民に寄り添った形での相談会の実施など相談支援の強化を図ります。

二戸市地域包括支援センターは、二戸地区広域行政事務組合より二戸市社会福祉協議会に委託され運営されています。二戸市としても地域包括支援センターとの連携を図り、その業務を支援していきます。

総合相談支援業務

地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うものです。総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等を行います。

権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。高齢者虐待の防止および対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができよう、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

介護予防ケアマネジメント

介護予防が必要な高齢者に対するケアマネジメントを行い、要支援、要介護状態への移行防止に努めます。

【参考】二戸市地域包括支援センター相談件数

区分 \ 年度	実績（令和5年度は12月末現在）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延べ件数（件）	3,254	3,095	3,039

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供が望まれていることから、地域における医療・介護の関係機関で構成する、NPO 法人カシオペア地域医療介護支援センターと連携し、二戸市地域包括支援センター等関係機関との連携強化を図ります。

在宅医療・介護連携体制整備

在宅医療と介護連携に必要な情報交換会や研修会を開催し、地域の課題等について情報共有を図り体制整備に向けた取り組みを行います。

情報共有システムの構築について、NPO 法人カシオペア地域医療介護支援センターを中心に、二戸地区広域行政事務組合、圏域町村、関係機関、団体等と協議を進めます。

3 生活支援体制整備事業の推進

生活支援体制整備事業は、高齢者をはじめとした住民が地域社会に関わり、また住民主体の活動、地域の団体、企業、行政の協働を通じて社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスが充実した地域づくりを推進する事業です。市内全域（第1層）および日常生活圏域（第2層）に協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置します。

市では、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護事業所、民生委員、老人クラブ等で構成される第1層協議体「二戸市地域支え合い推進協議体」が、平成30年度に設置され、これからの地域のあり方についての検討や、全市的な地域課題等の解決に向けた協議を行っています。

第2層協議体（中学校区域）は、身近な地域での助け合いの仕組みを作るため、課題や資源の情報を集めたり、解決策を検討したりする場です。市内に7か所設置することを目標としており、令和6年3月末時点で、浄法寺地区と御返地地区の2か所に設置されています。生活支援コーディネーターは、地域に暮らす高齢者の情報収集や、地域における生活支援ニーズを把握し、関係機関や団体等と連携・協力し、地域に不足するサービスの創出を図っています。

協議体運営支援

生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりの推進や、構成団体間の連携協働を促進し、住民主体の助け合い活動が共に創出・充実を図れるよう支援します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2協議体設置数	1	2	2	3	4	5

生活支援コーディネーターの養成・育成支援

住民主体の助け合いの仕組みを構築する推進役である生活支援コーディネーターを養成し、地域に即した生活支援サービスの創出が図られるよう支援し、地域共生体制の構築に取り組みます。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター配置数（人）	1	2	2	3	4	5

4 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域の多様な専門職や住民等が、個々の高齢者等の課題に関して検討することで、高齢者等個人に対する支援の充実とともに、複数の高齢者等に影響を与える地域の課題を把握し、地域づくり、資源開発、政策形成などで、その解決に向けて取り組むことによって、地域包括ケアシステムを推進することを目的としています。

地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケア会議開催回数（回）	8	10	12	12	12	12

5 介護人材の確保およびサービスの質の向上

少子高齢化や要介護高齢者の増加により、全国的に介護人材の不足が課題となっています。当市においても、慢性的に人材が不足しており、介護人材の確保・育成は喫緊の課題です。

要介護高齢者の生活を直接的に支援する介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠であることから、県と連携しながら、介護人材の確保に関する取り組みを進めていきます。

第4章 認知症施策の推進

認知症は誰でもなりうる脳の病気であり、家族や友人、知人が認知症であるなど、多くの人にとって身近な病気です。今後の高齢化の進行に伴い、認知症の人はますます増えていくことが見込まれることから、認知症になっても住み慣れた地域で、尊厳と希望をもって暮らし続けることができる社会の構築に向けて、関係機関が連携して認知症施策を推進することが必要です。

地域包括支援センターや介護サービス事業者などの関係者等で構成する「認知症を知り共に支える会議」において、認知症高齢者等の状況や課題の把握を行い、認知症支援に係る取り組みの検討や共有を図りながら、関係機関との連携体制の強化に努めます。

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(1) 認知症に対する正しい理解の促進

認知症になっても尊厳を保ちながら、できる限り自宅で穏やかな生活を送るためには、認知症が身近な病気であることや認知症に関する知識を、家族をはじめ地域や周囲の人が正しく理解し、対応することが求められています。

広く市民が認知症を正しく理解するための普及・啓発の促進に努めます。

認知症を知り共に支える市民セミナー

福祉関係者のみならず、一般市民や介護を担っている人、今後担う人などに対して、認知症に対する正しい理解を図り、共に暮らすことのできる社会の構築を目的に年1回開催しています。

認知症講演会や映画上映会などを通して、認知症に対する理解を深めるとともに、自身が認知症になったらどのように暮らしたいのか、また、地域で暮らす認知症の人にできる支援や必要な施策について、考えるきっかけとなっています。

区分 \ 年度	実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民セミナー出席者数（人）	コロナにより中止	110	100

認知症サポーターの養成

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことを言います。認知症サポーターの養成を進めるためには、養成講座の講師役となるキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成・活用し、認知症サポーター養成講座の開催に努める必要があります。

認知症サポーターは年齢や職業に関係ないため、小中学生の頃から理解を深めることにより支援体制の推進に努めます。

区分 \ 年度		実績			事業の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成者数（人）		16	122	68	65	65	65
孫世代のための認知症講座	開催校数（校）	1	3	3	6	6	6
	受講児童数（人）	36	65	109	146	120	120
キャラバン・メイト養成研修受講者数（人）		0	4	0	1	1	1

（２）認知症の予防

認知症の予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があります。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

現時点では、認知症予防に関するエビデンスは十分ではありませんが、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。このため、認知症予防についてエビデンスの普及とともに、住民主体の通いの場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある取組を推進します。

【参考】認知症のリスク低減／認知症の「予防」に向けた推奨項目

「認知症」の社会的関心は世界各国において高く、令和元年に世界保健機関（WHO）が発表した「Risk reduction of cognitive decline and dementia」では認知機能低下および認知症のリスク低減に向け、以下の12の推奨項目が紹介されています。

身体活動による介入	禁煙による介入	栄養的介入	アルコール使用障害への介入
認知的介入	社会活動	体重管理	高血圧の管理
糖尿病の管理	脂質異常症の管理	うつ病への対応	難聴の管理

認知症予防型デイサービスの実施

令和4年度から、従来の生活支援型デイサービスを見直し、認知症予防型デイサービスを実施しています。日常生活上の支援および機能訓練を行うとともに認知症予防の活動を取り入れることで、利用者の心身機能や認知機能の維持向上を図ります。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	（142）	143	150	153	156	159
延べ利用回数（回）	（4,005）	3,694	3,830	3,900	3,950	4,000

2 認知症の人とその家族へ支援

家族介護者の負担は、介護保険サービスによりかなり軽減されますが、より必要なのは地域住民の理解と協力です。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが求められています。

認知症の人とその家族が在宅での生活をより長く続けることができ、また家族、介護者の負担が軽減されるよう、認知症に関する知識の普及と認知症の人と家族のケア対策の充実を図ります。

家族介護者への支援として、認知症高齢者と接する家族介護者同士で、日常生活で抱えている不安や事例に対する解決策などを話し合う交流の場を設けているほか、認知症の人を早期受診につなげるよう、認知症地域支援推進員²の養成、配置をしています。また受診困難者に対して、こころの相談や認知症初期集中支援チームの派遣等のサポート体制の充実を図ります。

認知症カフェの設置、運営支援

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰もが気軽に集い、認知症について学び、同じ悩みを持つ人とつながり、相談ができる場所です。また、認知症サポーターが地域の特性やニーズに応じて活動する場でもあります。

これまで、市が二戸市社会福祉協議会へ委託し実施してきたカフェを「基幹型認知症カフェ」として継続するほか、老人クラブや地域住民による各地域でのカフェを「地域型認知症カフェ」と位置づけ、設置・運営を支援します。

区分 \ 年度	実績			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹型認知症カフェ開設数（か所）	4	4	4	4	4	4
地域型認知症カフェ開設数（か所）	0	0	0	38	38	38

チームオレンジの設置

認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援へとつなげられるよう、チームオレンジの設置について検討します。

² 各市町村が進めている認知症施策の推進役であり、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者

認知症初期集中支援チームによる支援

医療機関との連携により認知症初期集中支援チームを設置し、医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人や家族を訪問し、速やかに適切な医療・介護サービスにつなぐための支援を行います。

認知症地域支援推進員の養成・育成支援

認知症の人を、医療機関や介護サービス事業所、認知症初期集中支援チームへつなぐ連携支援や、認知症の人とその家族を支援する相談業務を、二戸市社会福祉協議会と連携して行い、認知症地域支援推進員の養成・育成を行います。

認知症ケアパスの普及

認知症の進行や症状等に応じた相談先や、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかなどについて示した認知症ケアパスについて、認知症の人やその家族、医療機関、介護関係者等に広く活用され、サービスが切れ目なく提供されるよう普及を図ります。

3 認知症バリアフリーの推進

認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという実態があります。

移動、消費、金融手続き、公共施設など生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

SOSネットワーク構築の推進

認知症の人が安心して外出するためには、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、市、地域包括支援センター、警察、消防団、民生委員、地域住民等による見守りネットワークの強化が必要です。二戸警察署や関係機関と連携し、行方不明が心配な人の情報を事前登録し、行方不明となった場合は関係機関等に情報発信し、発見する仕組みの構築に取り組みます。

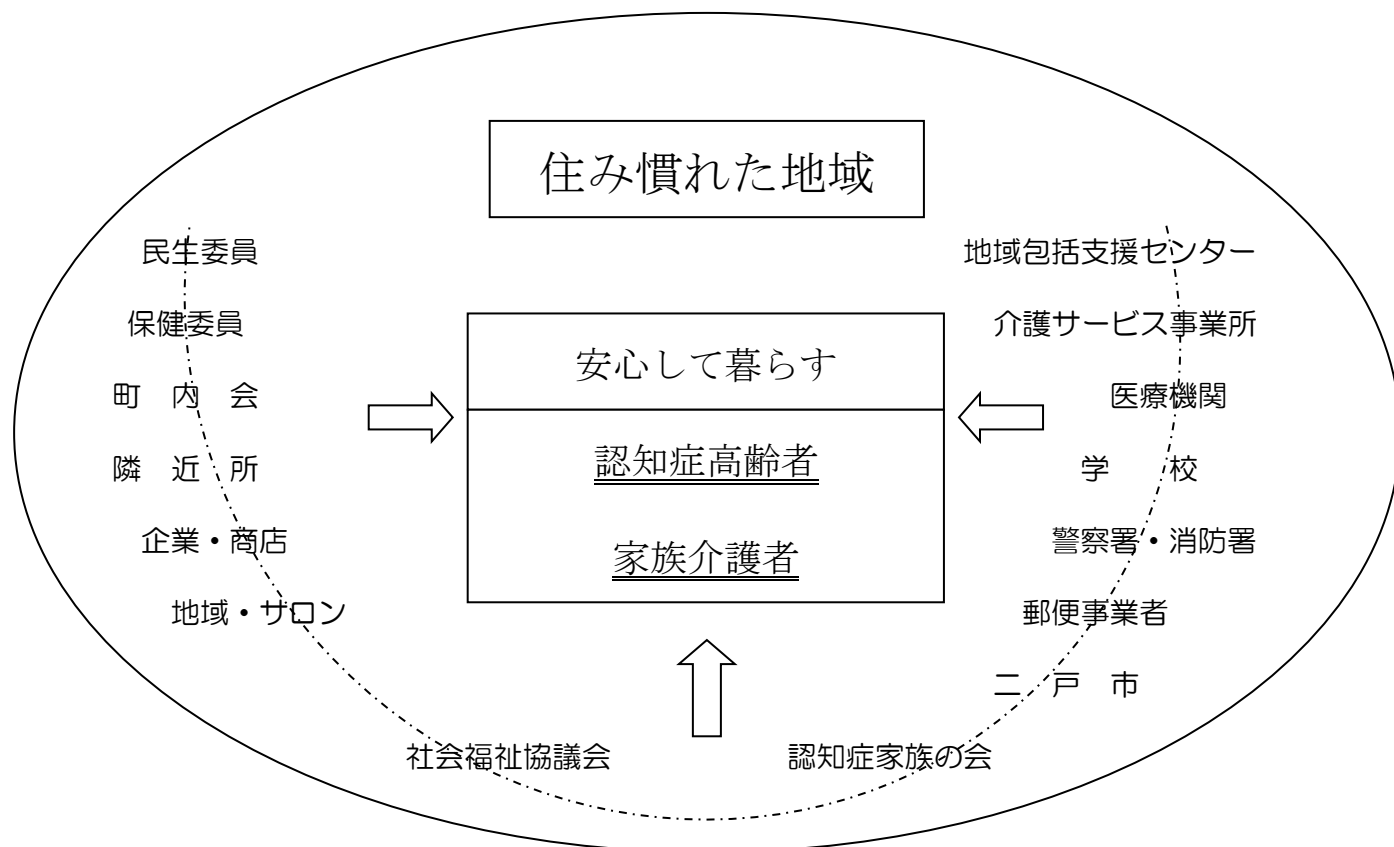
移動手段の確保

認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者に、自ら運転しなくても、移動できる手段を確保できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業による移動支援サービスの検討や、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターなどの多様な関係者の視点を取り入れた、地域の実情に応じたサービス創出のための取り組みを推進します。

企業・職域団体向けの認知症サポーター養成の推進

認知症の人と接する機会の多い業種において、従業員の認知症への正しい理解と協力は、認知症の人が生活を継続するための大きな支えとなります。直接対応にあたる従業員だけでなく、あらゆる役職、職種の人が認知症サポーター養成講座で正しい知識を持ち、その知識のもと、認知症の人とその家族への具体的な対応のあり方を学び、実践していけるよう、養成講座の周知を図ります。

以下に示すイメージ図により、認知症対策の推進に取り組めます。



第5章 高齢者の権利擁護の推進

権利擁護は、すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するものです。しかし、その権利は認知症高齢者や障がいを持つ人の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、特に虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害であり、法制度を活用した支援を行う必要があります。高齢者が地域において尊厳のある生活を送ることができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止などの支援を行います。

1 虐待防止対策の推進

高齢者の虐待防止に対応するために、現場を把握しているホームヘルパー、ケアマネージャーや民生委員などとの連携を図り、虐待の早期発見・対応に努めています。速やかな情報収集に努めるとともに、二戸市高齢者虐待対応マニュアル要領に基づき、関係機関のアドバイスを受けながら虐待相談や高齢者の保護に取り組みます。

【参考】市内高齢者虐待の状況

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談・通報件数（件）	20	16	21
高齢者虐待認定数（件）	3	7	10

2 権利擁護の推進

介護保険法の施行等により、高齢者福祉サービスは措置から契約へと移行され、利用者が自ら選択し、契約することとされました。しかし、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人は、契約等の法律行為が困難な場合があります。そこで、このような契約などの法律行為を代理で行うことによるサービス利用の支援（身上監護）や財産管理を代行する成年後見制度があります。

制度の周知と利用促進に努めることで、住民の権利擁護を推進します。

※成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分なため、契約などの法律行為における意思決定が困難な人を支援する制度です。成年後見制度には、現在判断能力が不十分な人を対象とする法定後見制度と、将来判断能力が不十分になることが心配な人が将来に備えておく任意後見制度があります。

法定後見制度の利用には、本人や配偶者、4親等以内の親族等、法律で決められた人が家庭裁判所へ申立てる必要があります。判断能力の状態によって「補助」「保佐」「後見」の三種類があり、代理できる法律行為の範囲が異なります。

▶法定後見の種類

補 助	保 佐	後 見
＜対象となる人＞ 判断能力が不十分な人 ＜補助人にできること＞ 裁判所で認められた行為の代理・同意・取消	＜対象となる人＞ 判断能力が著しく不十分な人 ＜保佐人にできること＞ 裁判所で認められた一定の重要な行為の代理・同意・取消	＜対象となる人＞ 普段から判断能力が欠けている状態にある人 ＜後見人にできること＞ 全ての契約などの代理・取消

成年後見制度の利用促進体制

成年後見制度の利用促進に向けて、地域連携ネットワークの構築や協議会等の運営を推進するための中核となる機関（中核機関）を設置します。設置にあたっては、NPO 法人カシオペア権利擁護支援センターに委託します。

中核機関の運営にあたっては、様々な相談支援に対応できるよう福祉、保健、医療、司法等の専門的知識の蓄積や専門職等との連携の推進を図ります。

市民後見人の養成・支援

「市民後見人³」の養成を推進します。また、登録者についてはフォローアップ研修等により資質の向上を図るとともに、地域における活動にあたっては支援を行います。

成年後見制度利用支援事業

これまで、身寄りがなく所得の少ない高齢者なども成年後見制度を利用できるよう、平成18年度から、市長による制度の申立て、利用に関する経費の一部助成など支援事業を行ってきました。

令和3年度からは、身寄りはあるとしても所得が少ない高齢者も支援できるよう、事業の対象者を拡充し、福祉の向上に努めています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数（件）	3	2	0	2	3	4
報酬助成件数（件）	2	3	3	3	4	5

日常生活自立支援事業

軽度の認知症状や物忘れのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の「①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理 ③書類等の預かり」を利用者との契約に基づき二戸市社会福祉協議会が行います。

³ 弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等

3 消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

高齢になると、判断力の低下や認知症、一人暮らしによる生活困難などにより、人権や権利が侵害されやすい状況になります。高齢者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と発生し、消費生活相談件数も増加しています。

被害に遭っても、恥ずかしい、知られたくないなどの理由から、相談や被害届を提出しない人もいるため、実際の被害の発生状況はより多いものと考えられます。被害を未然に防止するため、広報などによる普及啓発や相談窓口の周知に努めます。

【参考】市内特殊詐欺被害届件数および被害額の状況（二戸警察署生活安全課調べ）

区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年
特殊詐欺被害届出件数（件）	2	4	1
被害額（円）	3,650,830	8,988,600	733,000

二戸市消費生活センター

消費生活センター等では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。

【参考】二戸市消費生活センター相談件数の状況（二戸市消費生活センター調べ）

区分 \ 年度		実績（令和5年度は11月末現在）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）※二戸管内		346	354	269
上記のうち60歳以上の人の相談	件数（件）	186	205	154
	割合（％）	53.8	57.9	57.2

第6章 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の約8割は介護を必要としない元気な人たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、長年培ってきた経験や知識・技能を生かし、地域の助け合い・支え合い活動の主体となるような取り組みを支援します。また、文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりの場・機会の充実を図ります。

1 老人クラブ活動等への支援

高齢者がこれまで培った豊かな知識と経験による技能を発揮しながら社会活動に参加することは、高齢者自身の生活の質を高めることにつながります。高齢者の社会参加の促進・拡充を図る上で「老人クラブ」活動は大きな役割を果たしています。

高齢者が「生きがい」を持って生活できる、いつまでも活躍できるよう環境づくりを行います。

老人クラブ活動等への支援

市内には令和5年度現在 36 団体の単位老人クラブがあり、自主的に集い、教養の向上や健康の増進といった学習活動、レクリエーションなどの交流活動、各種ボランティア等奉仕活動を実践しており、この活動に対し活動費補助を行っています。

今後、見守り活動など相互の支え合い活動をより一層積極的に推進できるよう働きかけていきます。

【参考】市内老人クラブの状況（二戸市老人クラブ連合会調べ）

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位老人クラブ数（団体）	37	36	36
登録会員数（人）	809	765	749

二戸市老人クラブ連合会が行う事業への支援

二戸市老人クラブ連合会が自主的に行う各種健康教室やスポーツ教室など健康づくり事業、連合会運営を支援し、老人クラブ活動の活性化を働きかけます。

2 生涯学習・スポーツの推進

高齢者がいつでもどこでも学習できるよう、コミュニティセンター講座の充実を図るとともに、ニーズを把握しながら学びの機会を提供します。また、多種多様の自主サークル活動を支援します。

高齢者の生きがいつくりと健康増進を図るために、スポーツなどを通じた交流の機会など自主的な取り組みを支援します。

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニュースポーツ交流大会参加者数（人）		93	99	84
二戸市市民総参加スポーツ大会		112	130	173
水中運動教室		447	604	617
脳活&からだ塾		1,148	845	727
	二戸教室	857	600	461
	浄法寺教室	291	245	266
健康増進元気いっぱいからだづくり実践事業		2,164	2,144	1,927
	65歳以上からだづくりコース	424	403	233
	住民主体の通いの場コース	1,740	1,741	1128
	親子コース	-	-	323
	40～64歳コース	-	-	243

3 高齢者の就労支援

二戸市の基幹産業である農林業においては、高齢者であってもまだまだ現役です。元気高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識を活かせる活動の場を設けることにより、積極的に社会参加できるよう支援します。

また、シルバー人材センターに対する緩和した基準による生活援助サービスの事業委託などを通して、就労機会の提供を図ります。

【参考】二戸市シルバー人材センターの登録状況（二戸市シルバー人材センター調べ）

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数（人）		261	257	267

4 敬老事業の実施

市民が敬老に対する関心と理解を深め、高齢者自身も明るく楽しい生活を営むことを目的に、敬老事業を実施しています。

敬老会事業

市内に居住する75歳以上の高齢者を対象に開催する敬老会は、地域の状況に応じて各地域が主催し、補助金を交付する地域主催方式で開催されています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老会補助金支給団体数（団体）	58	56	59	58	57	56

長寿祝金等支給事業

百歳、88歳（米寿）到達者への記念品の贈呈を行い、長寿を祝います。

百歳到達者には漆塗りの盆を、88歳到達者へは漆塗りの椀を贈呈しています。

区分 \ 年度	実績（令和5年度は見込み）			事業の見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
満88歳記念品贈呈人数（人）	221	254	197	240	274	254
満100歳記念品贈呈人数（人）	8	16	15	20	34	48

第7章 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、安全で暮らしやすい環境整備に努めるとともに、防災や感染症対策、支え合いのネットワークづくり等の施策の充実を図ります。

1 ひとにやさしいまちづくりの推進

共に支え合いながら安心して生活を営む社会の実現を図るため、岩手県では平成7年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、平成13年に「ひとにやさしいまちづくり推進指針」が策定されました。

当市においても住み慣れた地域で高齢者が自立して過ごすには、「住みやすいまちづくり」が重要であることを認識するとともに、自らの居住する場所のユニバーサルデザイン⁴の導入やバリアフリー化への啓発と、日常生活圏域内の病院、公共交通、道路などを利用する人にやさしいまちづくりの推進を支援していきます。

ユニバーサルデザインの普及啓発および推進

高齢者が在宅での自立した生活を継続するための基本は、住宅環境をはじめ、公共的施設や住民意識なども含め、まち全体を住みやすい、暮らしやすい環境にしていくことにあります。

要援護高齢者に限らず、誰にでも住みやすい、使いやすい環境、空間を整備するため関係機関との協働によりユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

⁴ 年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限りすべての人が利用できるよう製品や建物、空間をデザインしようという考え方。障がい者・高齢者の利用にとって障害となる部分の除去や改善を施すバリアフリーデザインの理念が発展し、最初からすべての人々の使用を意識して考案、設計されるようになりました。

公共施設等の改善

①公共的建築物

公共的建築物は、高齢者をはじめ多くの人々が共通に利用する施設であり、利用頻度の高いものです。また施設によっては社会生活の中核拠点的な性格を持つものです。市民が利用しやすいよう、市施設の先導的な改善に取り組みます。

②公共交通機関

公共交通機関は、移動を制約される高齢者、身体障がい者にとって、社会参加する際の重要な手段です。すべての人が安全かつ快適な利用ができるよう、低床バス・ノンステップバスの導入など、最大限配慮されるよう働きかけていきます。

③道路

道路は、社会生活基盤施設として、生活・安全・産業などにおいて重要な役割を担っています。今後の道路整備においては、高齢者などにやさしい歩道整備など福祉的な要素を盛り込んだ道路づくりを関係機関に働きかけていきます。

2 災害や感染症対策に係る体制整備

災害発生時または災害発生のおそれがある場合において、一人暮らし高齢者や要介護者などの避難行動要支援者は、自ら避難するなどの適切な行動をとることが難しく、情報伝達や避難誘導などの避難支援が必要です。

二戸市地域防災計画に基づき、平常時から地域や関係機関と連携し、避難行動のための支援体制づくりや防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者の情報を地域住民や関係機関の避難支援者と共有し、協力して避難誘導や安否確認が行える支援体制の強化を図ります。

また、近年の災害状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発を継続実施します。また、感染症対策により高齢者が社会的に孤立化しないよう、介護予防活動等への参加を働きかけるとともに、感染症予防対策の正しい知識の普及、啓発に努めます。

避難行動要支援者の支援体制強化

自ら避難することが困難な避難行動要支援者に関する情報収集を行い、緊急時の支援者の確保や避難経路などの情報を消防署や民生委員、地域の支援者などと共有し、災害などの際に迅速に対応できる体制づくりのため、以下の取組を行います。

- ▶地域包括支援センターと民生委員による、65歳以上の一人暮らし高齢者等の実態把握調査
- ▶避難行動要支援者情報の取りまとめ、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成
- ▶町内会や民生委員等への、避難支援者候補や避難所、避難経路等の情報提供依頼
- ▶地域住民や民生委員等の避難支援関係者の協力による平常時の見守りや安否確認の実施
- ▶民生委員、地域の支援者、地域包括支援センター、消防署等との情報共有
- ▶自主防災組織の結成や活動の促進

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の適正管理

町内会や民生委員等の協力により作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、定期的な更新を実施するとともに、随時更新も行うことで、地域の防災意識の向上を図ります。

3 見守り・支え合いのネットワークの構築

基本目標に掲げる「安心して健やかな暮らし」、「住み慣れた地域で」の実現のため、地域のサービス事業者はもとより、地域での見守りや支え合いが不可欠です。

I C Tの活用や、住民主体によるインフォーマルサービス⁵の創出などにより、高齢者を見守り、支え合うためのネットワークが広がる仕組みを支援していきます。

いわておげんき見守りシステムの利用促進

一人暮らし高齢者が、普段使用している電話機を利用して、1日1回「元気」や「(具合が)悪い」など4項目の情報を電話機の番号を押して自分の健康状態を発信する見守りシステムです。発信された情報は、二戸市社会福祉協議会の職員が確認し、必要に応じて支援します。万が一、発信がない場合には、自宅や関係者、関係機関等へ連絡し、安否を確認しています。

【参考】いわておげんき見守りシステム利用状況（二戸市社会福祉協議会調べ）

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	23	22	23

SOSネットワーク構築の推進（再掲）

二戸警察署や関係機関と連携し、認知症等で行方不明が心配な人の情報を事前登録し、行方不明となった場合は関係機関等に情報発信し、発見する仕組みの構築に取り組みます。

⁵ 家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。サービスの質や提供される量が公的なサービスに比べ一定していませんが、公的なサービスにはない細やかなニーズに対応できます。

生活支援体制整備事業（再掲）

誰もが安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざす「地域包括ケアシステム」においても、公的な制度によらないインフォーマルなサービス（生活支援）の必要性が位置付けられています。地域のニーズを踏まえて、地域資源の把握・ネットワーク化や、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域住民や企業、NPO 法人などによる見守りや居場所づくり、生活支援サービス等の創出を図ります。

支え合いのネットワーク構築

地域において活動している町内会などの地域組織、ボランティア団体、社会福祉法人、社会福祉協議会、農協、商店街、学校、会社など様々な幅広い組織・団体が、その形態にとらわれずに参加するネットワークの構築に努めていきます。

○「支え合いのネットワーク」（地域住民の支え合い・助け合いネットワーク）

現在の地域社会における住民間のつながりは、従来の農山村で見られた生活共同体的なものから、職業・生活スタイルが多様化する中、断片的なものになってきています。地域住民相互において、必要なときに支え合い・助け合いのできるネットワークづくりを目指します。

○「福祉事業ネットワーク」（福祉関係団体等によるネットワーク）

地域において必要とされるサービスは、自助・共助を基本とするネットワークで完結することではなく、社会福祉法人などの民間事業体、ボランティアやNPOなどによる「福祉事業ネットワーク」が「支え合いネットワーク」と行政によるネットワークの隙間を埋めるものとして体制整備を目指します。

○「行政ネットワーク」

自助と共助および民間事業体による地域社会づくりとは別に、行政が自らの責任で提供する政策としての福祉の観点から、高齢福祉に関する事業にかかわらず、様々な事業を組み合わせネットワークとして提供できる仕組みの構築に努めます。

地域福祉を担う人材の育成

高齢者福祉をはじめとして、地域福祉を担う人材の育成と資質向上が最優先課題であるという認識に立ち、地域にいる人材の掘り起こしと育成に努める必要があります。

福祉の人材育成を進めていく場合、福祉分野の研修のみならず、福祉以外の分野（防災・社会教育など）の研修も重要となります。各団体の様々な機会を捉え、研修受講の促進に努めます。

ボランティア活動に携わる人々への支援

社会福祉協議会、NPOなどと連携を図り、各地域の実状に応じた人材育成を進めることが重要であることから、中学生や高校生、シニア世代を対象に潜在的な福祉人材の開拓と養成に努めます。

また、福祉現場で働く人々やボランティアを実践している人々に対し、意識高揚のため、交流会の開催やその活動の成果を一般の人々に発表できるような機会をつくるなど検討します。

二戸市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 二戸市における高齢者福祉計画の策定に関する事項について広く意見を求め、住民の健康と福祉の向上を図ることを目的に、二戸市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、二戸市高齢者福祉計画の策定に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療介護関係者
- (2) 福祉関係団体の関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 行政機関の職員

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

令和5年度 二戸市高齢者福祉計画策定委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	分 野
1	会 長	折 祖 清 蔵	二戸医師会副会長	医療・介護関係
2	副会長	工 藤 富 男	二戸市民生委員児童委員協議会副会長	保健福祉団体
3	委 員	國 香 智 彦	二戸歯科医師会副会長	医療・介護関係
4	委 員	金 澤 貴 子	二戸薬剤師会理事	医療・介護関係
5	委 員	和蛇田達也	二戸地区介護保険事業者協議会会長	介護保険事業者
6	委 員	荒谷美香子	二戸市社会福祉協議会地域福祉課長	保健福祉団体
7	委 員	一本木哲男	二戸市老人クラブ連合会会長	保健福祉団体
8	委 員	田 川 優 子	二戸市保健委員協議会理事	保健福祉団体
9	委 員	内沢 由美子	二戸市商工会女性部部长	識見者
10	委 員	佐々木博志	県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター管理課長	行政機関
11	委 員	生内 雅史	二戸市健康福祉部長	行政機関